

令和 7 年

第 1 回市議会定例会 議案第 7 0 号

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

函館市長 大 泉 潤

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例（平成 2 6 年函館市条例第 5 1 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 3 7 条第 1 項中「第 4 2 条第 3 項第 1 号」を「第 4 2 条第 3 項」に
改める。

第 4 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、
同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）
を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」
に改め、同条第 9 項を同条第 1 1 項とし、同条第 4 項から第 8 項までを
2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項各号列記以外の部分中「前項の場合にお
いて、特定地域型保育事業者は」を「前項各号の代替保育連携協力者と
は、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって」に、
「者を第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に
確保しなければならない」を「ものをいう」に改め、同項第 1 号中「当
該」を削り、「小規模保育事業 A 型もしくは小規模保育事業 B 型または
事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者
等」という。）」を「小規模保育事業 A 型事業者等」に改め、同項を同
条第 5 項とし、同条第 2 項各号列記以外の部分中「全てを満たすと認め

る」を「いずれかを満たす」に、「前項第２号」を「第１項第２号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第４２条第２項を同条第４項とし、同条第１項の次に次の２項を加える。

２ 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第１号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

３ 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業Ａ型もしくは小規模保育事業Ｂ型または事業所内保育事業を行う者（第５項において「小規模保育事業Ａ型事業者等」という。）であって、第１項第１号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第５条中「１０年」を「１５年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育事業者の運営の基準に関する規定を整備するため